

## 第7回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年7月16日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和2年7月16日(木)午後2時00分～3時00分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(12人)          会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、3番 荒井喜代子、4番 鈴木 秀之、5番 関 閣夫、7番 栗野 育夫、10番 中山 忠夫、12番 滝田 功、14番 塩野目富夫、15番 小川 祥一、19番 塩野 哲男 各委員</p> <p>4. 欠席委員(7人) 2番 栗野 隆夫、6番 齋藤 勉、8番 増子 謙一、11番 久郷 義美、13番 栗田 義之、16番 興野 礼子、18番 堀江 恒夫 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程          日程第1 議事録署名人の指名について          日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について          日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について          日程第4 議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画(第220号)の承認について          日程第5 議案第4号 令和3年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員          事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和2年 第7回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日の欠席委員は、2番 栗野 隆夫 委員、6番 齋藤 勉 委員、8番 増子 謙一 委員、11番 久郷 義美 委員、13番 栗田 義之 委員、16番 興野 礼子 委員、18番 堀江 恒夫 委員の7名で、出席委員は、19名中12名でありますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。
議長(越雲)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分 ) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	ここで、議案書の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。
	< 議案書の訂正を説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は、3番 荒井 喜代子 委員、19番 塩野 哲男 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。ここで、議案書の訂正があるようですので、事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局（雫）	< 訂正議案書により説明 >
議長	それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 荒井 喜代子 委員をお願いします。
3番 荒井 喜代子 委員	7月8日、早乙女推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、有償の移転、売買。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物 水稲、野菜。農業従事年数及び農業形態、約35年。専業農家。農機具の保有状況、トラクター、田植え機、コンバイン。取得地への通作距離、約0.4km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問

<p>(3番 荒井 喜代子 委員)</p>	<p>題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番について、10番 中山 忠夫 委員にお願いします。</p>
<p>10番 中山 忠夫 委員</p>	<p>7月14日、地元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、有償の移転、売買。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。第2種兼業農家。農機具の保有状況、トラクター、管理機。取得地への通作距離、約10m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番、3番について、12番 滝田 功 委員にお願いします。</p>
<p>12番 滝田 功 委員</p>	<p>7月12日、羽石推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、無償の所有権移転、贈与。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ、ナス、ニンニク、梨。農業従事年数及び農業形態、約30年。専業農家。農機具の保有状況、トラクター、田植機、コンバイン。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>7月12日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、有償の所有権移転、売買。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、カボチャ、そば。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植え機。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	整理番号5番について、12番 塩野目 富夫 委員をお願いします。
12番 塩野目 富夫 委員	7月11日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、無償の所有権移転、贈与。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、そば、自家用野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植機、耕運機。取得地への通作距離、約1.2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  休憩いたします。（午後 2時 21分 ）  再開いたします。（午後 2時 32分 ）  < 質疑なし >
議長	上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。  < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番、3番、について、5番 関 閣夫 委員をお願いします。

<p>5番 関 閣夫 委員</p>	<p>7月14日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第3種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道路、西が田、南が水路・道路、北が道路。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は●●●に本社を有し、医薬品等販売を行っているが、事業拡大のため、集客が見込める申請地において出店を計画し、申請に至った。総事業面積3,829㎡、転用面積3,597㎡。店舗、鉄骨造平屋建、建築面積1,217.26㎡、駐車場38台分。進入路、南側、敷地内舗装。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、公共下水道。雨水排水、雨水浸透槽設置、敷地内浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年8月1日から令和2年12月15日。その他、他法令等との関係等、那須烏山市土地利用に関する事前協議、協議済、都市計画法29条、協議中、令和2年6月22日付県申請。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号2は、準備不足で次回持ち越し案件となりました。</p>
<p>議長</p>	<p>7月14日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、転用事業者、●●●、●●●。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東、西、南が道路、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は、申請地隣接の実家で両親と祖父母と子とで同居しているが、子の成長に伴い手狭になったことから住宅の建築を計画し、実家に近接する申請地について祖父から借りられることになり申請に至った。転用面積417㎡、一般住宅、建築面積は住宅104㎡、駐車場2台分。進入路、東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の融資見込証明等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年8月1日から令和2年12月31日。その他、他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号4番、5番、6番、について、9番 石川 実 委員にお願いします。</p>
<p>9番 石川 実 委員</p>	<p>7月14日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が田、南が原野、</p>

<p>(9番 石川 実 委員)</p>	<p>北が道路。同意書、有。権利の移転、設定、賃借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積2,716㎡、太陽光発電設備の設置、パネル336枚。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、無。排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、原状復帰して返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、令和2年1月10日付、東京電力と接続協議済、令和元年10月8日付、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>7月14日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号5及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親子、転用事業者、●●●。農地区分、第3種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、20年。転用計画、転用事業者は、申請地隣接の住宅で子と同居しているが、老朽化のため建て替えを考えており、宅地として使用している申請地については是正するため申請に至った。総事業面積1265.9㎡、転用面積479㎡、一般住宅、木造2階建、建築面積住宅103㎡、進入路、東側。給水、市営水道。排水、公共下水道。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年8月1日から令和3年2月1日。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>7月14日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号6及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第三者、転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑・雑種地・宅地、西が山林、南が畑、北が公衆用、道路・山林。同意書、無。権利の移転、設定、地上権の設定、20年。転用計画、申請者は、●●●に本社を有し、小売り業に加え、太陽光発電事業を行っているが、再生可能エネルギーによる事業拡大と電力供給のため、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積8,209㎡、パネル2,522枚。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、期間満了1年前に協議し、継続しない場合は事業者により現状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和2年9月1日～令和2年11月30日。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、平成27年2月13日付、東京電力と接続協議済、平成27</p>
---------------------	---

(9番 石川 実 委員)	年3月24日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたが、整理番号2については今回の現地調査で確認困難のため、次回の現地調査で再確認し、次回総会に再上程し、審議することとしてよろしいかお諮りします。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、整理番号2の案件につきましては、次回総会まで保留といたします。それでは、整理番号2を除いた案件についての質疑を行います。
19番 塩野 哲男 委員	整理番号1番について、先ほどの調査報告で同意書は無とあったが、どういうことになっているのでしょうか。
事務局(雫)	隣接者からの同意書、無と書いてしまいましたが、実際は●●●様と協議を行って同意書をいただいておりますので、訂正させていただきます。
議長	休憩いたします。(午後 2時 48分 )
	再開いたします。(午後 2時 50分 )
7番 栗野 育夫 委員	配布された資料の55ページに土地利用計画書があります。そこに、●●●発電所と表記されていますが、今回の転用に絡むのでしょうか。こんな表記は、聞いたことがないのですが。
事務局長(相ヶ瀬)	事務局からも●●●氏に質問しましたが、●●●の近くにある●●●の発電所ということで、こういう表記になったということです。
7番 栗野 育夫 委員	●●●の発電所みたいな感じを受けます。今回の転用には絡まないのでしょうか。
事務局長(相ヶ瀬)	絡まないです。●●●が道路の反対側にあり、そういった表記になったそうです。

7番 栗野 育夫 委員	紛らわしいのではないのでしょうか。
議長	整理番号6の土地利用計画図については、図面の表記を訂正させるようにお願いします。
19番 塩野 哲男 委員	整理番号6の案件は、事前協議が必要ではないのでしょうか。
事務局（雫）	事前協議が必要な面積は10,000㎡以上であり、今回の上境地区については、事前協議は必要ない面積になっております。
議長	<p>&lt; 他に質疑なし &gt;</p> <p>ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定によるについて」 は、整理番号2の案件を除き、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。なお、整理番号1及び6の案件につきましては、面積が3,000㎡を超える案件となりますので、農業委員会ネットワーク機構である、一般社団法人栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしました。また、整理番号2の案件につきましては、今回現地調査時に境界の確認困難だったため、次回の現地調査時に境界をはっきりさせ再度確認し、次回総会に再度上程するものといたします。次に、日程第4 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第220号）の承認について」 を議題といたします。</p>
事務局（糸井）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画（第220号）の承認について、説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第220号）については、新規4件、更新2件です。利用権の設定を受ける者4名、利用権を設定する者6名です。利用権の設定面積は、21,387㎡です。令和2年度 累計は、102,212㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和2年7月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長	<p>&lt; 質疑なし &gt;</p> <p>議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第220号）の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>ただいま上程中の日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第220号）の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「令和3年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>&lt; 議案第4号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
事務局長（相ヶ瀬）	<p>&lt; 要望事項の概要について、別紙により説明 &gt;</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>議案第4号 「令和3年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>ただいま上程中の 議案第4号 「令和3年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」 は、異議がないようですので原案のとおり決定し、要望することに決定いたしました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了したので、閉会といたします。</p>

( 午後 3時 00分 )

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年7月16日

議 長

3 番

19 番